【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 4月 26日(金) 15時00分

	性骨ははることを要素	5 □ v□ ∧ ∠	り到点について
発表項目(行事名)	特定地域づくり事業協 	为问組合 ⁽⁾	ク認定について
記者レクチャー	(実施日時)	発表者	
のお知らせ		発表場所	
概要	「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)」に基づく「特定地域づくり事業協同組合」について、以下のとおり認定を行いましたので、お知らせします。記 1 認定の概要 (1) しりうち地域づくり協同組合(令和6年6月1日事業開始予定)地区:上磯郡知内町認定日:令和6年4月26日 2 道内の認定状況 ①下川事業協同組合 ②中頓別町特定地域づくり事業協同組合 ③なよろ地域づくり事業協同組合 ④初山別事業協同組合 ⑤浜益特定地域づくり事業協同組合 ⑥えんがるサンキュー協同組合 ⑦しりうち地域づくり協同組合 3 その他 (1) 道の特定地域づくり事業協同組合に関するHP		
	https://www.pref.hokkaido (2) 添付資料 北海道中小企業団体中央会(かの専門支援機関)の公表資料
参 考	■特定地域づくり事業協同組合制 地域人口の急減に直面している じて複数の事業者の仕事を組み合 協同組合が個々の事業者に派遣す を目的とするもの。	地域においてかせて年間を	通じた雇用を確保し、事業
報道(取材)	■各組合への個別の取材希望、組合の企業団体中央会(011-221-1010)		

に当たって	■各組合への個別の取材希望、組合設立に関する支援については、北海道中小企業団体中央会(011-231-1919)へご連絡ください。 ■認定事務に関するお問い合わせについては、下記担当までご連絡ください。
他のクラブとの関係	同 時 配 付 (場所) 渡島総合振興局記者クラブ 同 時 レ ク

担当	総合政策部地域創生局地域政策課(担当者:川嶋)
(連絡先)	TEL ダイヤルイン 011-204-5089
1	内 線 23-458

特定地域づくり事業協同組合の認定について

道内で広がる特定地域づくり事業協同組合!

~人口急減地域での地域産業の担い手を確保する新たな制度~

人口が急激に減少している地域の維持とその地域の経済の活性化を図るため、令和2年6月4日に「地域人口急減に対処する ための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行され、地域産業の担い手を確保するための新たな特定地域づくり事業協 同組合制度が開始しました。

北海道内においては、令和3年2月に下川町での道内第1号の認定を皮切りに、令和4年2月に中頓別町、3月に初山別村と名寄市、4月に石狩市浜益区と遠軽町、**令和6年4月に知内町で認定され**、特定地域づくり事業協同組合が急速に広まっています。

中小企業組合の専門支援機関である北海道中小企業団体中央会では、関係機関と連携し、新たな制度に関する情報提供や普及 促進、組合設立に対する支援、各種の申請・届出書類作成等の支援、組合設立後のフォローアップと組合運営への支援などを行 なっています。

特定地域づくり事業協同組合制度は、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い 手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合(都道府県知事が認定)に対して国などが財政的、制度的な支援を行う制度です。(※制度概要はこちら(248KB))

特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

北海道内では、次の特定地域づくり事業協同組合が認定を取得しています。(組合概要はこちら 5 (546KB))

- ① 下川事業協同組合(下川町):令和3年2月認定、既存組合に事業追加
- ② 中頓別町特定地域づくり事業協同組合(中頓別町): 令和4年2月認定、新規設立
- ③ 初山別事業協同組合(初山別村):令和4年3月認定、新規設立
- ④ なよろ地域づくり事業協同組合(名寄市): 令和4年3月認定、新規設立
- ⑤ 浜益特定地域づくり事業協同組合(石狩市浜益区):令和4年4月認定、新規設立
- ⑥ えんがるサンキュー協同組合(遠軽町):令和4年4月認定、新規設立
- ⑦ しりうち地域づくり協同組合(知内町):令和6年4月認定、新規設立

制度の詳細や全国の認定状況等については、総務省HPをご参照ください。

総務省HP:特定地域づくり事業協同組合制度

本件に関する報道機関からのお問合せ先

北海道中小企業団体中央会 連携支援部 担当:牧村、渋谷

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル3階

TEL: (011) 231-1919 FAX: (011) 271-1109



特定地域づくり事業協同組合制度の概要(出典:総務省資料)

根拠法:地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和2年6月4日施行)

人口急減地域の課題

- 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害



特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
- ・組合で職員を雇用し事業者に派遣 (安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

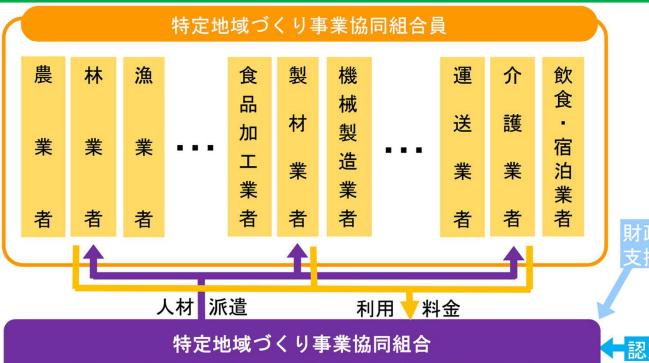
人口急減法の概要

対 象:人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断

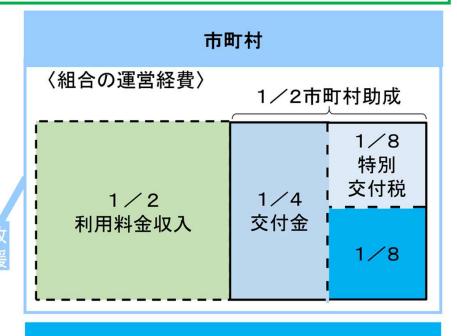
※過疎地域に限られない

認定手続:事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)

特例措置:労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能



地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保



認定

都道府県



道内の特定地域づくり事業協同組合の状況

※ 事業計画書等に基づき記載しており、派遣職員数や派遣業務内容等 について、変更となる可能性があります。 (令和6年4月時点)

組合名	初山別事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年1月14日/令和4年3月14日
事業開始	令和 4 年 4 月
組合員/派遣職員	10人/3人
	ゴミ収集業務、キャンプ場管理・草刈り業務 除雪業務、塗装・板金作業・軽作業業務 福祉事業乗降補助業務、浄化センター管理業務 ホタテ稚貝出荷作業等、農作業業務、サービス業
組合事務局	事務局長1名

組合名	なよろ地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年2月14日/令和4年3月14日
事業開始	令和4年4月
組合員/派遣職員	5人/2人
派遣業務内容	旅客運送業務 (タクシー及びバス) 穀類乾燥施設業務、農作業 (牛育成)
組合事務局	事務局長1名 (道北なよろ農業協同組合からの出向)

組合名	浜益特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
設立日/認定日	令和4年3月25日/令和4年4月25日
事業開始	令和4年5月
組合員/派遣職員	9人/5人
がは サックス グー	漁労作業・水産養殖作業、農作業 養畜業、飲食業務、サービス業
組合事務局	事務局長1名、事務員1名

)	
組合名	しりうち地域づくり協同組合【新規設立】	
設立日/認定日	令和6年3月28日/令和6年4月26日	2
事業開始	令和6年6月(予定)	
組合員/派遣職員	16人/5人	门
派遣業務内容	農業、農協施設業務	(
組合事務局	事務所は役場内に設置、事務局長1名 事務員1名] \

		組合名	中頓別町特定地域づくり事業協同組合【新規設立】
		設立日/認定日	令和3年11月26日/令和4年2月22日
		事業開始	令和4年4月
		組合員/派遣職員	13人/2人
			コテージ清掃・管理、牛乳製造、決算関連事務 道路パトロール、エアコン清掃・除雪、厨房清掃・配膳 製本等業務、牧場業務(搾乳)カフェ接客、薪製造
惟内			事務所は役場内に設置、事務局長1名(町職員が兼職) 事務員2名(町職員が兼職)
中頓	別	∄Ţ	

組合名	下川事業協同組合【既存組合に事業追加】	
設立日/認定日	昭和25年2月27日/令和3年2月22日	
事業開始	令和3年3月	
組合員/派遣職員	18人/4人	
派遣業務内容	食料品小売・販売業務、監視業務 木材・木製品製造生産設備制御、食料品製造	
組合事務局	理事長1名、職員2名	
網走		

6 北見 ●旭川 遠軽町 小橋石狩市浜益区

静内

下川町

41

名寄市

初山別村

5

札幌

●室 蘭

知内町

岩見沢

●苫小牧

)	
組合名	えんがるサンキュ ー協同組合【 新規設立】
設立日/認定日	令和4年4月1日/令和4年4月28日
事業開始	令和4年5月
組合員/派遣職員	6人/1人
派遣業務内容	農作業補助、除雪補助、飲食業務、運送業務
組合事務局	事務局長1名(元地域おこし協力隊)